

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和六十年七月十日
条例第二十四号

改正	平成 七年 七月 五日条例第二八号	平成一〇年 三月二五日条例第七号
	平成一一年 三月二三日条例第一四号	平成一五年 三月二五日条例第一八号
	平成一七年 三月二二日条例第二七号	平成一七年一二月二〇日条例第一〇一号
	平成二四年 三月二七日条例第一六号	

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第四十八条第一項の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第二条 県内(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市の区域を除く。)において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

一部改正〔平成一〇年条例七号・一一年一四号・一五年一八号〕

(登録の申請)

第三条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 営業区域に係る市町村名

五 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が第五条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二 第九条第二項に規定する器具の明細書

三 その他規則で定める書類

一部改正〔平成一五年条例一八号〕

(登録の実施等)

第四条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者及び当該申請者の営業区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に係る浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第五条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 浄化槽法若しくは同法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第十三条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
 - 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十三条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
 - 四 第十三条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - 六 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 七 第九条第一項又は第二項に規定する要件のいずれかを欠く者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例二七号・二四年一六号〕

(変更の届出等)

- 第六条** 浄化槽保守点検業者は、第三条第一項各号に掲げる事項の変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、届出があつた事項を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による登録をした場合において、その登録が第三条第一項第四号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、遅滞なく、当該登録をした旨を当該変更に係る市町村長に通知しなければならない。

(廃業等の届出)

- 第七条** 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 浄化槽保守点検業を廃止したとき 浄化槽保守点検業者であつた者
 - 二 死亡したとき その相続人
 - 三 法人が合併により消滅したとき その役員であつた者
 - 四 法人について破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人
 - 五 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人

一部改正〔平成一七年条例二七号〕

(登録の抹消)

- 第八条** 知事は、前条の規定による届出があつたとき(同条の規定による届出がない場合であつて、同条各号のいずれかに該当する事実が判明したときを含む。)、又は登録がその効力を失つたときは、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録を抹消された者の営業区域であつた区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(営業所及び浄化槽管理士の設置等)

- 第九条** 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所に規則で定める器具を備えなければならない。
 - 3 浄化槽保守点検業者は、前二項の規定のいずれかに抵触することとなつたときは、三週間以内にその規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(浄化槽の保守点検の実施等)

- 第十条** 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つたときは、速やかに、当該浄化槽の適正な管理上必要な事項を当該浄化槽の管理者及び当該浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。

(標識の掲示)

- 第十一条** 浄化槽保守点検業者は、営業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

- 第十二条** 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に帳簿(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))をもつて作成するもの

を含む。以下同じ。)を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例一〇一号〕

(登録の取消し等)

第十三条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第二条第一項又は第三項の登録を受けたとき。
- 二 第五条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第六条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第十条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つたとき。
- 五 この項の規定による停止の命令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定による処分をしたときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該処分に係る者及びその者の営業区域又は営業区域であつた区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、浄化槽保守点検業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(聴聞の方法の特例)

第十五条 第十三条第一項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

全部改正〔平成七年条例二八号〕

(規則への委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二条第一項又は第三項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 偽りその他不正の手段により第二条第一項又は第三項の登録を受けた者
- 三 第十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第三項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- 二 第十条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- 三 第十二条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔平成一七年条例一〇一号〕

(両罰規定)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、利用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県内(名古屋市の区域を除く。)において浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から三月を経過する日までの間は、第二条第一項の登録を受けずに、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。その者がその期間内に第三条第一項の申請をした場合において、その申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされるまでの間も、同様とする。

(愛知県手数料条例の一部改正)

- 3 愛知県手数料条例(昭和三十九年愛知県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則(平成七年七月五日条例第二十八号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。
附 則(平成十年三月二十五日条例第七号)
- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成十一年三月二十三日条例第十四号)
- 1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成十五年三月二十五日条例第十八号)
- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(平成十七年三月二十二日条例第二十七号)
- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第五号の改正規定は、民法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四十七号)の施行の日〔平成一七年四月一日〕から施行する。
- 附 則(平成十七年十二月二十日条例第百一号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成二十四年三月二十七日条例第十六号)
この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。